

# 吸収分割に係る事前開示書面（変更）

（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面）

2020 年 12 月 10 日

ナビタス株式会社

2020年12月10日

吸収分割に係る事前開示事項（変更）

大阪府堺市堺区石津北町9番1号  
ナビタス株式会社  
代表取締役 辻谷 潤一

当社は、2020年10月8日付でナビタスビジョン株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2020年11月27日付で会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく開示を行いました。2020年12月10日付で吸収分割契約の変更契約を締結したことに伴い、2020年11月27日付の吸収分割に係る事前開示書面に変更が生じたので、会社法施行規則第192条第8号に基づき、下記の項目につき、変更後の事項を開示いたします。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第794条第1項）

本吸収分割の変更に関する合意内容は別紙「吸収分割契約の変更契約書」記載のとおりです。

以上

## 吸収分割契約の変更契約書

ナビタスビジョン株式会社（以下「甲」という）とナビタス株式会社（以下「乙」という）は、甲と乙との間で締結した2020年10月8日付け「吸収分割契約書」第3条について、以下のとおり変更することに合意する。

### 《変更前》

#### 第3条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年1月1日とする。ただし、本分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

### 《変更後》

#### 第3条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年2月1日とする。ただし、本分割の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

以上、本契約締結の証として、本書2通を作成し、各当事者が記名捺印のうえ、各1通を保有する。

2020年12月10日

甲 : 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目4番地17  
ナビタスビジョン株式会社  
代表取締役 辻谷潤一



乙 : 大阪府堺市堺区石津北町9番1号  
ナビタス株式会社  
代表取締役 辻谷潤一

